

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	高槻市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkouf/hukusi/oshirase/oshirase/syougaihukusika/1414544328319.html

執行機関名 高槻市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第2 第25の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	高槻市地域生活支援事業実施要綱第1条、第3条第6号、第7号、第8号及び第9号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、<u>障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)に規定する障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、別に定めるもののほか、法第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 市は、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(6)日常生活用具給付等事業(別記6)</p> <p>(7)移動支援事業(別記7)</p> <p>(8)地域活動支援センター事業(別記8)</p> <p>(9)その他事業</p> <p>ア 日中一時支援事業(別記9)</p> <p>イ 在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス事業(別記10)</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例 高槻市地域生活支援事業実施要綱</p>